

特別養護老人ホーム桜木園

運 営 規 定

(ユニット型指定短期入所生活介護事業・ユニット型介護予防短期入所生活介護事業)

社 会 福 祉 法 人 桜 木 会

特別養護老人ホーム桜木園

(ユニット型指定短期入所生活介護事業及びユニット型介護予防生活介護事業) 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この事業所が行うユニット型指定短期入所生活介護事業及びユニット型介護予防短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、ご契約者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、認知症の状況等ご契約者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- (2) ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入居するご契約者については、介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- (3) ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、ご契約者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (4) ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該ご契約者又は他のご契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご契約者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。
- (5) 前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。
- (6) 自らその提供するユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護評価を行い、常にその改善を図るものとする。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護の実施に当たっては、市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム桜木園
- (2) 所在地 青森県むつ市中央二丁目23番1号

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 施設長補佐 1名 (併設する通所事業所看護職員、機能訓練指導員と兼務)
桜木園の管理・運営を円滑に遂行させる。施設長不在時の業務代行をする。
- (3) 医師 1名 (非常勤)
ご契約者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (4) 生活相談員 3名
(常勤職員3名 内2名介護支援専門員、内1名通所事業所看護職員と兼務)
ご契約者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (5) 介護職員 41名
(常勤職員29名)
非常勤職員 12名 うち主に短期入所生活 介護及び介護予防短期入所生活介護事業に従事する職員として常勤職員6名 非常勤職員3名)
ご契約者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 看護職員 7名 (内1名通所事業所看護職員と兼務、非常勤職員2名)
ご契約者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (7) 管理栄養士 1名 (常勤職員)
食事の献立作成、栄養計算、ご契約者に対する栄養指導を行う。
- (8) 機能訓練指導員 2名 (常勤職員)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う
- (9) 介護支援専門員 2名 (常勤職員 生活相談員と兼務)
サービス計画の作成等を行う。
- (10) 事務職員 3名
必要な事務を行う。

- (11) 調理員 7名（外部委託）
給食業務を行う。
 - (12) 清掃職員6名（内、非常勤職員2名）
施設の清掃・環境美化等に関する業務を行う。
 - (13) 管理係2名（常勤職員2名）
建物や物品等の軽微な修繕や設備の維持管理等を行う。
- 2 従業員の員数は、厚生労働大臣の定める基準を下回らないものとする。

第3章 利用定員

（利用定員）

第5条 ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護の利用定員は20人とし、老人福祉法（昭和38年法律第133号第20条の5）の規定に基づいた併設の特別養護老人ホームの入居者に利用されていない居室についても、ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護の需要と随時照らし合わせ、適宜受け入れることとする。

第4章 ユニット型指定短期入所生活介護及び ユニット型介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第6条 ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護の提供開始に際し、ご契約者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（介護計画の作成）

第7条 ユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護の提供に際し、介護計画の作成を行うものとする。又相当期間以上にわたり継続して入居することが予定されるご契約者については、ご契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、ユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでのご契約者が利用するサービスの継続性に配慮して、他のユニット型介護予防短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画書を作成するものとする。

- 2 ユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれのご契約者に応じた介護計画を作成し、ご契約者又はその家族に対し、その内容等について説明し、ご契約者の同意を得るものとする。
- 3 ユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護計画の作

成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

- 4 ユニット型短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付することとする。

(介護)

第8条 介護は、ご契約者の心身の状況に応じ、ご契約者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 1週間に2回以上、適切な方法により、ご契約者を入浴させ、又は清拭するものとする。
- 3 ご契約者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 おむつを使用せざるを得ないご契約者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- 5 前各号に定めるほか、ご契約者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- 6 常時1人以上の介護職員を従事させるものとする。
- 7 ご契約者に対して、ご契約者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けてはならないものとする。
- 8 介護職員の主たる所属ユニットを明らかにし、必要に応じて所属ユニット以外のユニット業務に従事させるものとする。

(食事の提供)

第9条 ご契約者の食事は、栄養並びにご契約者の心身の状況及び嗜好を考慮した食を適切な時間に提供するものとする。

朝食 午前7時00分から
昼食 午前11時45分から
夕食 午後5時00分から

- 2 ご契約者の食事は、ご契約者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第10条 ご契約者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第11条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 事業所の医師は、ご契約者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(相談及び援助)

第12条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご契約者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第13条 教養娯楽設備等を備える他、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 常にご契約者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料、その他の費用の額)

第14条 ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスとして、利用料のうち各契約者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

※下表は1割負担の場合。利用者の収入状況によっては2割・3割負担となる。

介護度区分	利用料	負担額
	(1日につき)	(1日につき)
要支援1	5,290円	529円
要支援2	6,560円	656円
要介護1	7,040円	704円
要介護2	7,720円	772円
要介護3	8,470円	847円
要介護4	9,180円	918円
要介護5	9,870円	987円
看護体制加算Ⅰ	40円	4円
看護体制加算Ⅱ	80円	8円
夜勤職員配置加算Ⅰ	180円	18円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220円	22円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円	18円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円	6円
療養食加算	80円	8円
口腔連携強化加算	500円	50円
生産性向上推進加算Ⅰ	1000円	100円
生産性向上推進加算Ⅱ	100円	10円
看取り連携体制加算 ※死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度	640円	64円
処遇改善加算Ⅰ	上記合計料金の8.3%加算	令和6年5月迄
特定処遇改善加算	上記合計料金の2.7%加算	令和6年5月迄
介護職員等ベースアップ等支援加算	上記合計料金の1.6%加算	令和6年5月迄
介護職員等処遇改善加算	上記合計料金の14%加算	令和6年6月～
送迎加算 ※利用者の心身の状態、家族の事情等により必要と認めた場合	(片道) 1,840円	(片道) 184円

2 ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型介護予防短期入所生活介護とし

て提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要とされる費用であって、利用者に負担してもらうことが適当と判断される保険給付対象外サービスの費用については、別表1のとおりとする

第5章 通常の送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第15条 通常の送迎の実施地域は、むつ市の区域とする。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第16条 ご契約者は、管理者、医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第17条 ご契約者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(健康保持)

第18条 ご契約者は、健康に留意するものとし、事業所で行う健康チェック等は、特別な理由がない限り協力すること。

(衛生保持)

第19条 ご契約者は、事業所の設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力する。

(禁止行為)

第20条 ご契約者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他のご契約者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第21条 従業者は、現にユニット型短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときにご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置

を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第22条 非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練を実施するものとする。

2 感染症や非常災害の発生時において、入居者への継続的なサービス提供の実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。

第9章 その他運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第23条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(ご契約者に関する市町村への通知)

第24条 ご契約者が次の各号に該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合。

(2) 偽り、その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保)

第25条 ご契約者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定める。

2 事業所の従業員によってサービスを提供する。ただし、ご契約者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 従業員の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 年2回

(衛生管理等)

第26条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、医療器具の管理を適正に行う。

2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な感染対策措置を講ずる。

3 感染に罹患した契約者に対し、嘱託医指示処置を講じる。又、必要時に医療機関との連携を行う。

4 感染症の発生時、感染者の対応を行う医療機関と連携し施設内で感染者の療養を行う。

(協力病院等)

第27条 入院治療を必要とすること契約者のために協力病院を定める。

(掲示)

第28条 事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第29条 従業員は、正当な理由がなく、業務上知り得たご契約者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得たご契約者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。

3 ユニット型介護予防支援事業者等に対して、ご契約者に関する情報を提供する際には、

あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(ユニット型指定介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第30条 ユニット型指定介護予防支援事業者またはその従業員に対して、要介護保険者に事業所を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 ユニット型指定介護予防支援事業者またはその従業員から、事業所からの利用者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第31条 ご契約者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。

3 提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係るご契約者からの苦情に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及びご契約者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

5 提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係るご契約者からの苦情に関して、国民健康保健団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保健団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 国民健康保健団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善内容を国民健康保健団体連合会に報告するものとする。

(地域との連携)

第32条 運営に当たって、地域住民または住民の活動の連携、協力を行うなど、地域の交流に努める。

(事故発生時の対応)

第33条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することとする。

3 ご契約者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第34条 この事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第35条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 ご契約者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる

記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(1) ユニット型介護予防短期入所生活介護計画

(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 市町村への通知に係る記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(虐待の防止)

第36条 事業所は、利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備

(3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(4) 成年後見制度の利用促進

(5) 苦情解決体制の整備

(6) 前5項に掲げる措置を適切にするための責任者の設置

2 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかに

市町村に通報するものとする。

(その他)

第36条 この規程に定める事項のほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人桜木会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成18年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年 7月1日から施行する。
- この規程は、平成20年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- この規定は、平成23年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月23日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月1日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月1日から施行する。
- この規定は、平成29年 4月1日から施行する。
- この規定は、平成30年 4月1日から施行する。
- この規定は、令和 2年 4月1日から施行する。
- この規定は、令和 3年 4月1日から施行する。
- この規定は、令和 4年 4月1日から施行する。
- この規定は、令和 5年 4月1日から施行する。
- この規定は、令和 6年 4月1日から施行する。

別表 1

費用の種類	費用の内容	費用の額
保険給付対象外 サービス	送迎費（通常の事業の実施地域内）	無料
	送迎費（通常の事業の実施地域以外）	事業所から 30 キロメートル未満 1,000 円 事業所から 30 キロメートル以上の場合 1 キロメートルにつき 35 円加算
	滞在費（個室）	1 日基準費用 2,006 円 低所得者に対しては介護保険による 補足給付が行われます。 利用者負担第 1 段階 0 円 利用者負担第 2 段階 820 円 利用者負担第 3 段階 1,310 円 利用者負担第 4 段階 2,200 円
	滞在費（個室） 令和 6 年 8 月より	1 日基準費用 2,066 円 低所得者に対しては介護保険による 補足給付が行われます。 利用者負担第 1 段階 880 円 利用者負担第 2 段階 880 円 利用者負担第 3 段階 1,370 円 利用者負担第 4 段階 2,200 円
	食費	1 日基準費用 1,445 円 低所得者に対しては介護保険による 補足給付が行われます。 利用者負担第 1 段階 300 円 利用者負担第 2 段階 600 円 利用者負担第 3 段階① 1,000 円 利用者負担第 3 段階② 1,300 円 利用者負担第 4 段階 1,500 円
	理美容代（施設内で外部委託している 理美容師を利用した場合）	カット 2,000 円 カット、顔そり 2,500 円 顔そり 1,000 円 カラー（カット込） 5,000 円
	証明書の発行 （施設利用料領収書再発行等）	1 部 100 円
	行事に係る費用であって利用者負担が 適当と認められる費用（材料費）	実費相当額
	日常生活に通常必要となるものに係る 費用であって利用者負担が適当と認め られる費用	実費相当額

